平成２２年（へ）第１１３号
東京都新宿区高田馬場４丁目１番７
申立人　株式会社テクノワーク
代表者代表取締役　森川　牧生
申立人代理人弁護士　新井　哲男
同　杉本　賢郎
権利を争う旨の申述の終期　平成22年10月18日
平成22年10月19日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＧ82440
金額　651,000円
支払期日　平成22年８月31日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社りそな銀行東京中央支店
振出日　平成22年４月30日
振出地　東京都中央区
振出人　サンワテクノス株式会社　代表取締役　山本　勢
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１１５号
新潟市東区上木戸２丁目22番８号
申立人　株式会社エーテック
代表者代表取締役　村山　孝
権利を争う旨の申述の終期　平成22年10月18日
平成22年10月19日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＷ96165
金額　793,000円
支払期日　平成22年７月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行神保町支店
振出日　平成22年４月26日
振出地　東京都江東区
振出人　ショーボンド建設株式会社　取締役社長　藤井　宗司
受取人　株式会社日本アンカーシステム
裏書人　株式会社日本アンカーシステム　代表取締役　村山　Ⅲ次
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１１６号
東京都中央区銀座７丁目16番12号
申立人　リコー販売株式会社
代表者代表取締役　畠中　健二
申立人代理人弁護士　坂巻　國男
同　酒井　什
権利を争う旨の申述の終期　平成22年10月18日
平成22年10月19日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｌ656383
金額　4,407,997円
支払期日　平成22年７月10日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社群馬銀行東京支店
振出日　平成22年４月12日
振出地　東京都千代田区
振出人　ビズネット株式会社　代表取締役社長　小川　修二
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１１８号
さいたま市南区鹿手袋４丁目５番10号
申立人　フクダ電子西関東販売株式会社
代表者代表取締役　前田　修一
権利を争う旨の申述の終期　平成22年10月18日
平成22年10月19日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ224360
金額　439,152円
支払期日　平成22年８月15日
支払地　東京都文京区
支払場所　株式会社みずほ銀行本郷支店
振出日　平成22年５月17日
振出地　東京都文京区
振出人　株式会社石川医科器械　代表取締役　石川　良廣
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３６号
群馬県太田市大原町273番地９
債務者　濵田　尚彦
１　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２７１９号
名古屋市東区大幸３丁目12番26号
債務者　土屋　恭子
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５２号
愛知県東海市名和町寝覚26番地　寝覚マンション302号
債務者　花井　優
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５４号
名古屋市天白区島田４丁目2104番地　アートヒルズ島田橋１Ｄ１号
債務者　佐野　広樹
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０６９号
大阪府枚方市春日元町２丁目37番１―403号
債務者　下西　愛（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２９号
大阪市大正区小林西１丁目１番15号中西マンション401号
債務者　菊地　忠司
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５５号
大阪府摂津市学園町２丁目８番27―303号
債務者　井田久美子
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８７１号
大阪府寝屋川市石津南町３番44―402号
債務者　正明　孝治
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８７２号
大阪府寝屋川市石津南町３番44―402号
債務者　正明　里美
１　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部